

第60回 招集ご通知

定時株主総会

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

日時 2021年6月25日(金曜日)
午前10時
※受付開始 午前9時

場所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

郵送またはインターネット等による議決権行使期限は、
2021年6月24日(木曜日)午後6時までです。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬改定の件

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	…… P. 1
株主総会参考書類	…… P. 5
事業報告	…… P.16
連結計算書類	…… P.44
計算書類	…… P.47
監査報告書	…… P.51

お知らせ

株主総会当日の様子は、インターネットを通じてライブ配信を行います。新型コロナウイルスへの感染予防のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、郵送またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
なお、昨年よりお土産のご提供を取り止めさせていただきます。

セコム株式会社

証券コード 9735

(証券コード 9735)

2021年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 尾 関 一 郎

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、郵送またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

なお、本株主総会におきましては、当日会場にご来場されなくても、株主総会の議事進行の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行います（同封の別紙をご参照ください）。

郵送またはインターネット等による事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
[\(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください\)](#)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- ① 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。
- ② 書面（議決権行使書）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

（インターネットによる開示）

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

当社ホームページ「IR情報」欄：<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/>

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載しております連結注記表および個別注記表となります。

（お願い）

- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 本定時株主総会における新型コロナウイルスへの感染防止等のために、以下のとおりご案内させていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・当日は会場入口付近で検温をさせていただき、受付付近にはアルコール消毒液を備えています。また、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・発熱（37.5度以上）があると認められる場合や体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをしてご入場をお控えいただく場合がございます。
 - ・当日のライブ配信用の会場撮影につきましては、ご出席株様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、ご出席株主様のご発言された際の音声は配信されます。あらかじめご了承ください。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合は、インターネット上の当社ホームページにてお知らせいたします。

（お知らせ）

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社のホームページ「IR情報」欄（<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



郵送による議決権の行使の場合

行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、ご返送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネット等による議決権の行使の場合

行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※次ページをご参照ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。



当日ご出席の場合

**株主総会
開催日時** 2021年6月25日(金曜日)午前10時 ※午前9時より受付開始

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

● QRコードを読み取る方法

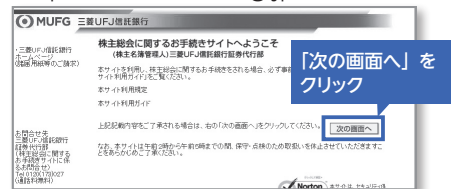


議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

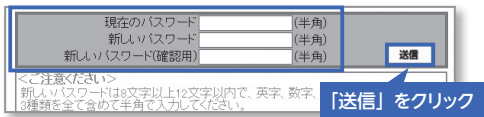
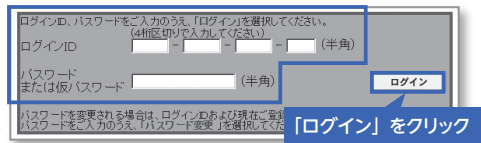
この方法での議決権行使は1回に限りです。2回目以降のログインの際は、下記の方法に従ってログインしてください。

● ログインID・仮パスワードを入力する方法

① 議決権行使サイトにアクセス
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

☎0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として位置付け、業容の拡大、連結業績の動向を総合的に判断して連結配当性向ならびに内部留保の水準を決定し、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とした中間配当、および3月31日を基準日とした期末配当の年2回行うことを基本とし、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。また、内部留保金につきましては、新規契約者の増加に対応するための投資、研究開発、戦略的事業への投資等に活用し、企業体質の強化および事業の拡大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするべく、以下のとおり1株につき85円とさせていただきたいと存じます。これにより1株当たりの配当金は、中間配当85円とあわせて年間170円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円 総額18,552,215,685円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位
1	<input type="checkbox"/> 再任 <small>いいだまこと</small> 飯田 亮	男性	取締役最高顧問
2	<input type="checkbox"/> 再任 <small>なかやまやすお</small> 中山 泰男	男性	代表取締役会長
3	<input type="checkbox"/> 再任 <small>おぜきいちろう</small> 尾関 一郎	男性	代表取締役社長
4	<input type="checkbox"/> 再任 <small>よしだやすゆき</small> 吉田 保幸	男性	専務取締役
5	<input type="checkbox"/> 再任 <small>ふせ たつろう</small> 布施 達朗	男性	常務取締役
6	<input type="checkbox"/> 再任 <small>いずみだ たつや</small> 泉田 達也	男性	取締役
7	<input type="checkbox"/> 再任 <small>くりはら たつし</small> 栗原 達司	男性	取締役
8	<input type="checkbox"/> 再任 <small>ひろせ たかはる</small> 廣瀬 篁治 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	男性	社外取締役
9	<input type="checkbox"/> 再任 <small>かわのひろぶみ</small> 河野 博文 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	男性	社外取締役
10	<input type="checkbox"/> 再任 <small>わたなべ はじめ</small> 渡邊 元 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	男性	社外取締役
11	<input type="checkbox"/> 再任 <small>はら みり</small> 原 美里 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	女性	社外取締役

候補者番号

1

いい だ まこと
飯 田 亮

(1933年4月1日生)

再任



所有する当社株式の数
4,242,238株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1962年7月 当社設立と共に代表取締役社長就任
- 1976年2月 当社代表取締役会長就任
- 1997年6月 当社取締役最高顧問就任現在に至る

■選任理由

飯田亮氏は、当社創業者として今日のセコムグループを築き上げ、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行っており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

※
なか やま やす お
中 山 泰 男

(1952年11月1日生)

再任



所有する当社株式の数
5,827株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2003年7月 日本銀行名古屋支店長
- 2005年7月 同行政策委員会室長
- 2007年5月 当社入社顧問
- 2007年6月 当社常務取締役就任
- 2016年5月 当社代表取締役社長就任
- 2017年5月 一般社団法人東京都警備業協会会長就任
- 2019年6月 一般社団法人全国警備業協会会長就任現在に至る
- 2019年6月 当社代表取締役会長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

一般社団法人全国警備業協会会長

■選任理由

中山泰男氏は、2016年5月の当社代表取締役社長就任を経て、2019年6月に代表取締役会長に就任しました。代表取締役に就任以来、中長期の視点で当社の成長を着実に達成するとともに、一般社団法人全国警備業協会会長として業界全体の発展にも寄与しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

※
お ぜき いち ろう
尾 関 一 郎

(1961年3月1日生)

再任



所有する当社株式の数
300,965株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1992年4月 東京製鐵株式会社入社
2001年1月 当社入社
2001年6月 セコム損害保険株式会社取締役就任
2010年4月 同社代表取締役社長就任
2015年4月 当社執行役員就任
2016年6月 セコム損害保険株式会社取締役会長就任
2016年6月 当社取締役就任
2017年6月 セコム損害保険株式会社代表取締役会長就任
2017年6月 当社常務取締役就任
2019年6月 当社代表取締役社長就任現在に至る

■選任理由

尾関一郎氏は、当社取締役に就任後、営業部門、業務部門の責任者を歴任するなど、セキュリティサービス事業の経営全般における高い見識を有しております。2019年6月に代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、セキュリティサービス事業をはじめ、国際事業、ICT事業等を含むセコムグループ全体の事業強化を図るとともに、グループ全体のコスト削減や生産性向上などに注力し、着実に当社の成長を達成するとともに、中長期の視点で経営改革を進めており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

※
よし だ やす ゆき
吉 田 保 幸

(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数
3,805株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
1997年2月 当社戦略企画室担当部長
1998年9月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）取締役就任
2002年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2012年6月 当社取締役就任
2016年6月 当社常務取締役就任
2017年6月 当社専務取締役就任現在に至る

■選任理由

吉田保幸氏は、当社の取締役として、セキュリティサービス事業を含む事業企画全般およびセコムグループのリスク管理・ガバナンスなどのグループ経営企画全般を担当してきたことから、セコムグループ経営について豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

※
ふ せ たつ ろう
布 施 達 朗

(1957年9月9日生)

再任



所有する当社株式の数
3,806株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年3月 当社入社
2002年3月 セコム医療システム株式会社取締役就任
2009年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2013年6月 当社取締役就任(2016年6月退任)
2016年4月 セコム医療システム株式会社代表取締役会長就任
2016年6月 当社常務執行役員就任
2017年6月 セコム医療システム株式会社取締役会長就任現在に至る
2017年6月 当社常務取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

セコム医療システム株式会社取締役会長

■選任理由

布施達朗氏は、当社の取締役として、メディカルサービス事業、広報・渉外・マーケティングを担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、広報・渉外等の対外活動およびメディカルサービス事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

※
いずみ だ たつ や
泉 田 達 也

(1960年11月3日生)

再任



所有する当社株式の数
1,658株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社
2003年6月 セコム情報システム株式会社(現セコムトラストシステムズ株式会社)常務取締役就任
2009年7月 当社研修部長
2010年5月 当社人事部長
2012年10月 当社執行役員就任
2014年6月 セコムトラストシステムズ株式会社代表取締役社長就任
2015年12月 当社常務執行役員就任
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

■選任理由

泉田達也氏は、当社の取締役として、長年にわたりセキュリティサービス事業における幅広い業務経験に加え、セコムグループのBPO・ICT事業を担当してきた経験から、セキュリティサービス事業およびBPO・ICT事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

※
くり はら たつ し
栗 原 達 司

(1961年6月5日生)

再任



所有する当社株式の数
1,058株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2008年7月 日本銀行新潟支店長
2010年7月 同行金融機構局審議役
2014年6月 同行検査役検査室長
2016年5月 当社入社顧問
2016年6月 当社取締役就任現在に至る

選任理由

栗原達司氏は、長年にわたる日本銀行における勤務経験および当社取締役として総務・人事部門などの管理業務全般に加え、セコムグループのサステナビリティ、ESG、SDGs等を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

ひろ せ たか はる
廣 瀬 篁 治

(1944年10月25日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年9月 富士ベンディング株式会社設立代表取締役就任
1972年4月 食品飲料自動販売協同組合設立理事長就任
1987年4月 日本自動販売協会設立会長就任
2003年4月 株式会社ゲイン（現株式会社モニタス）取締役相談役就任
2008年5月 同社代表取締役社長就任
2011年5月 同社代表取締役会長就任現在に至る
2013年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社モニタス代表取締役会長

選任理由および期待される役割の概要

廣瀬篁治氏は、ベンチャー事業の立上げ、運営や、業界団体の設立、運営に尽力するなど、事業・業界の発展に貢献するほか、IT企業における豊富な経営経験と高い見識を有しており、取締役会では、テクノロジーを活用したセコムの将来像をはじめとした経営の重要な方向性について、大所高所から数多くの助言・提言をいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

9

かわ の ひろ ぶみ
河 野 博 文

(1946年1月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1969年7月 通商産業省（現経済産業省）入省
- 1995年6月 資源エネルギー庁石油部長
- 1996年8月 機械情報産業局次長
- 1998年6月 基礎産業局長
- 1999年9月 資源エネルギー庁長官
- 2002年9月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）顧問
- 2003年6月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）社外取締役就任
- 2004年8月 JFEスチール株式会社専務執行役員就任
- 2008年4月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長就任
- 2016年6月 当社取締役就任現在に至る
- 2018年6月 三菱石油株式会社社外監査役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

三菱石油株式会社社外監査役

■選任理由および期待される役割の概要

河野博文氏は、通商産業省（現経済産業省）、資源エネルギー庁、および独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構など省庁および産業界において要職を歴任し、豊富かつ幅広い経験と見識を有しており、取締役会では、経営の重要な方向性に加えて、業務全般および海外案件などの執行とリスク管理などについて、多様な観点から助言・提言をいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

10

わた なべ はじめ
渡 邊 元

(1951年11月18日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
1,100株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1975年3月 渡辺パイプ株式会社入社
- 1978年4月 同社常務取締役就任
- 1983年4月 同社専務取締役就任
- 1985年6月 同社代表取締役副社長就任
- 1991年11月 同社代表取締役社長就任現在に至る
- 2016年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

渡辺パイプ株式会社代表取締役社長

■選任理由および期待される役割の概要

渡邊元氏は、渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたり全国ネットワークを有する企業の経営で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会では、経営の重要な方向性に加えて、業務全般の執行とリスク管理のほか、現場運営や社員管理などについても、実効性のある助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
11

はら み り
原 美 里
(1961年12月20日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年6月 原地所株式会社入社
- 1988年6月 同社取締役就任現在に至る
- 2017年10月 税理士法人横浜弁天会計社設立 代表税理士就任現在に至る
- 2020年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

税理士法人横浜弁天会計社代表税理士

■選任理由および期待される役割の概要

原美里氏は、不動産管理会社における長年の取締役としての経験のほか、税理士法人における税務および企業会計等を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会では、これらを踏まえて、経営の重要な方向性に加え、家庭向けサービスなどについて有益な助言・提言をいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

(注)

1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、現任の執行役員であります。
 3. 取締役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。
 4. 廣瀬宣治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏は、社外取締役候補者であります。なお、廣瀬宣治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
 5. 渡邊元氏が代表取締役を務める渡辺パイプ株式会社は、地方公共団体等が宮城県または福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より2017年2月16日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
 6. 廣瀬宣治氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって8年であります。
 7. 河野博文および渡邊元の両氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
 8. 原美里氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
 9. 廣瀬宣治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。四氏が再任された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知30頁(「3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」)に記載のとおりです。各候補者は、現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に該当しておりますが、各候補者が再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に該当することとなります。また、当社は、それらの者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年6月27日開催の第56回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する議案（以下「原議案」という。）について株主の皆様のご承認をいただいた上で、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、これまで運用してまいりました。今般、より長期にわたり、対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、原議案の内容につき、譲渡制限付株式に適用される譲渡制限期間を、従前の「3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間」から「当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。）をする時点までの期間」に変更し、これに伴う所要の改定を行いたく存じます。

つきましては、対象取締役に今後付与する譲渡制限付株式に関し、原議案の内容を一部変更し、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただきたく存じます。

本議案の内容は、上記の制度目的および今後改定予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（現時点における当該決定方針の概要は、本招集ご通知31頁から32頁に記載のとおりですが、本議案にご承認をいただいた場合、当該決定方針についても、本議案の内容に従い、譲渡制限付株式に適用される譲渡制限期間の変更その他の所要の改定を行う予定です。）に照らして必要かつ合理的なものであり、また、当該議案が取締役の報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために設置された当社の指名・報酬委員会の答申に沿ったものであることも踏まえると、相当であると判断しております。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、引き続き、当社の取締役会において決定することといたします。また、当社の現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、従前どおり取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

1 譲渡制限付株式の付与

当社は、対象取締役に對し譲渡制限付株式を付与するための報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給し、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式と

して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとします。

2 金銭報酬債権の総額および発行または処分がなされる当社普通株式の総数の上限

金銭報酬債権の総額は、上記の制度目的を踏まえて相当と考えられる金額として、金銭報酬とは別枠で、年額1億円以内とし、各対象取締役に対する金銭報酬債権の支給は、当該対象取締役が上記の現物出資に同意することおよび本割当契約（後記3に定める本割当契約をいう。）を締結することを条件として行います。また、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は、年20,000株（ただし、当社の普通株式に係る株式の分割もしくは株式無償割当てまたは株式の併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整した数）以内といたします。なお、かかる譲渡制限付株式の付与による当社の普通株式の希薄化率は、年0.01%未満であり、株主の皆様と与える影響は軽微であると認識しております。

また、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

3 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式として当社の普通株式の発行または処分を行うにあたっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式の発行または処分を受けた日（以下「付与日」という。）から、当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人（以下「当社取締役等」という。）のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。以下「退任等」という。）をする時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（かかる制限を以下「譲渡制限」という。）。なお、譲渡制限期間の経過をもって、譲渡制限は解除される。

(2) 譲渡制限期間の満了時における譲渡制限付株式の取扱い

譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退任等が付与日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、当社の取締役会が当該退任等の時期に応じてあらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の本割当株式を除き、当該対象取締役が保有する本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記 (1) および (2) の定めにかかわらず、譲渡制限期間満了前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等について、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）の決議により承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了日より前に到来する場合に限る。）には、当社は、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式のうち、当社の取締役会があらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する一方、対象取締役が保有する残りの本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとする。

(4) その他の事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益が大幅に減少するなど厳しい状況で推移し、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動などの影響に留意が必要な状況が続きました。また、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きも見られました。

このような状況の中、当社グループは、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築をめざす中で策定した「セコムグループ2030年ビジョン」、また、その実現に向けて今何をすべきかを明確化した「セコムグループ ロードマップ 2022」への取り組みを積極的に展開しております。

2020年7月には、マスク着用時でも顔の表面温度を計測可能なタブレット端末一体型のサーマルカメラの販売を開始し、8月にはテレワークへのニーズに対応するサービスとして、従業員個人のパソコンと社内システムを安全に接続することができる「セコムあんしんテレワーク (USBリモート端末)」のサービス提供を開始するなど、コロナ禍において感染拡大防止に寄与する商品販売およびサービス提供を行いました。また、アジアで増加しつつある富裕層、中間層を含む新たな成長市場への事業展開を推進し、海外における業容拡大を一層加速するために、2020年9月にマレーシア、10月にシンガポール、2021年2月には香港において、ジョンソンコントロールズインターナショナルPLC (本社：アイルランド・コーク) 傘下のセキュリティ会社3社の発行済株式100%を取得し、それぞれ子会社化しました。さらに、2021年3月には、屋外用セキュリティ専用端末「ココセコム」のサービスをリニューアルし、新たに開発したスマートフォン専用アプリとの連携機能によりビジネスシーンやご家庭などの多様な用途における利便性を向上させるなど、当期も様々な取り組みを通じて、ますます多様化・高度化するお客様の安心ニーズに対し、きめ細やかな切れ目のないサービスを提供することに努めました。

この結果、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、売上高は1兆358億円 (前期比2.3%減少)、営業利益は1,369億円 (前期比4.2%減少) となりました。経常利益は営業外損益で米国などにおける投資事業組合運用損益が前期20億円

の運用益から当期35億円の運用損となったことなどにより、1,389億円（前期比8.2%減少）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失でのれん償却額56億円および関係会社株式売却損29億円を計上したことなどにより、746億円（前期比16.2%減少）となりました。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当連結会計年度（2020年度）	1,035,898百万円	136,925百万円	138,990百万円	74,681百万円
前連結会計年度（2019年度）	1,060,070百万円	142,858百万円	151,356百万円	89,080百万円

事業別にみますと、セキュリティサービス事業では、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）を中心に、常駐警備や現金護送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売しております。

事業所向けでは、防犯や防災をはじめ、従業員の就業管理などによる事業効率化に至るまで、企業の事業運営に有益な機能をオールインワンで提供する、システムセキュリティ「AZ」の拡販に努めました。また、多様化する画像監視ニーズに対し、「AZ」との連携が可能で、多彩なラインアップやクラウド対応等の柔軟性により施設の規模を問わず幅広いニーズに対応した「セコムIPカメラ」の販売および「セコム画像クラウドサービス」を提供しております。

家庭向けでは、防犯・防火ニーズに加え、お客様の生活スタイルに柔軟に対応でき、様々な機器と接続することでサービスを拡張できる「セコム・ホームセキュリティNEO」の機能を向上し、拡販に努めました。また、コロナ禍において訪問することが困難な離れて暮らす親御さんを、ゆるやかに見守ることができる「まごチャンネル with SECOM」を提供しております。

海外では、経済発展が続く東南アジアや中国を中心に、緊急対処サービスを特徴とする「セコム方式」のセキュリティサービスの拡販に努めるとともに、最先端技術を取り込みながら機械警備のデジタルトランスフォーメーション化を推進し、現地市場に適したシステムの開発・導入を推進しました。

当期は事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）の販売は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより商品販売、工事売上が減収となったことなどにより、売上高は5,615億円（前期比1.4%減少）となり、営業利益は1,133億円（前期比2.2%減少）となりました。

防災事業では、オフィスビル、プラント、トンネル、文化財、船舶、住宅といった様々な施設に対し、お客様のご要望に応えた高品質な自動火災報知設備や消火設備などの各種防災システムを提供しております。当期も、国内防災業界大手2社である能美防災株式会社およびニッタン株式会社が、それぞれの営業基盤や商品開発力などを活かした防災システムの受注に努めました。

当期は新型コロナウイルス感染症の影響および前期に大型案件があったことなどにより、売上高は1,426億円（前期比6.4%減少）となり、営業利益は前期に採算性の良い物件が集中したことなどにより、129億円（前期比28.5%減少）となりました。

メディカルサービス事業では、訪問看護サービスや薬剤提供サービスなどの在宅医療サービスを中心として、シニアレジデンスの運営、電子カルテの提供、医療機器・医薬品等の販売、介護サービス、医療機関向け不動産賃貸等様々なメディカルサービスを提供しております。

当期は新型コロナウイルス感染症の影響などにより医療機器・医薬品の販売が減収となったことおよびインドにおける総合病院事業会社タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt.Ltd.の減収などにより、売上高は716億円（前期比6.0%減少）となり、営業利益は41億円（前期比25.2%減少）となりました。

保険事業では、当期もセキュリティシステム導入によるリスク軽減を保険料に反映した事業所向けの「火災保険セキュリティ割引」や家庭総合保険「セコム安心マイホーム保険」、ガン治療費の実額を補償する「自由診療保険メディコム」、セコムの緊急対処員が要請に応じて事故現場に急行するサービスを付帯した自動車総合保険「セコム安心マイカー保険」など、セコムグループならではの保険の販売を推進しました。

当期はセコム損害保険株式会社のガン保険「自由診療保険メディコム」、自動車保険の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は494億円（前期比4.6%増加）となり、営業利益は台風第10号、令和2年7月豪雨などの大規模災害による影響などにより、7億円（前期比51.5%減少）となりました。

地理空間情報サービス事業では、航空機や車両、人工衛星などを利用した測量や計測で地理情報を集積し、加工・処理・解析した空間情報サービスを、国および地方自治体などの公共機関や民間企業、さらには新興国や発展途上国を含めた諸外国政府機関に提供しております。

当期は国内公共部門が航空レーザーによる測量業務等の増加により増収となったこと

などにより、売上高は548億円（前期比1.6%増加）となり、営業利益は国内公共部門の売上の増加や生産効率の向上を図ったことから原価率が改善したほか、海外部門の事業最適化の取り組みや、リモート環境を活用した営業プロセスの見直しにより販売費及び一般管理費が減少したことから、47億円（前期比31.8%増加）となりました。

BPO・ICT事業では、データセンターを中核に、セコムならではのBCP（事業継続計画）支援やテレワーク支援、情報セキュリティ、クラウドサービスの提供に加えて、コンタクトセンター業務を含む様々なBPO業務の受託・運営を行っています。

当期は、コンタクトセンター業務やバックオフィス業務全般のBPOサービスを提供する株式会社TMJの増収およびデータセンター事業の増収などにより、売上高は1,120億円（前期比10.7%増加）となり、営業利益は118億円（前期比19.5%増加）となりました。

不動産・その他の事業には、不動産賃貸および建築設備工事などが含まれます。

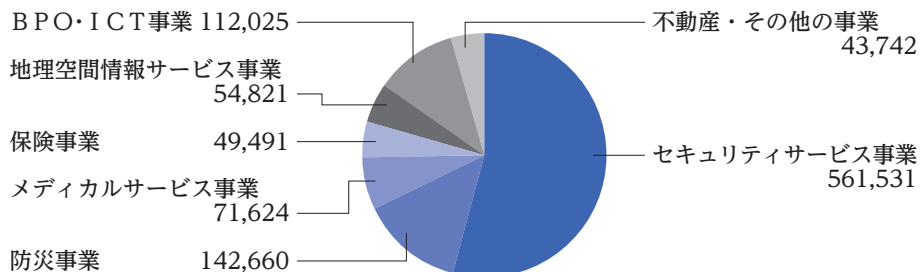
当期は、2020年12月に当社の連結子会社でありましたセコムホームライフ株式会社の発行済株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外した影響などにより、売上高は437億円（前期比26.7%減少）となり、営業利益は55億円（前期比7.0%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの状況 [第60期 (当連結会計年度)]

	売上高			営業利益
	外部顧客に対する売上高	セグメント間の売上高又は振替高	計	
セキュリティサービス事業	561,531	11,553	573,084	113,331
防 災 事 業	142,660	3,277	145,938	12,972
メディカルサービス事業	71,624	206	71,831	4,104
保 険 事 業	49,491	3,087	52,579	793
地理空間情報サービス事業	54,821	207	55,029	4,716
B P O ・ I C T 事 業	112,025	9,580	121,606	11,805
不動産・その他の事業	43,742	1,093	44,835	5,558
計	1,035,898	29,006	1,064,904	153,282
消 去 又 は 全 社	—	△ 29,006	△ 29,006	△ 16,356
連 結	1,035,898	—	1,035,898	136,925

地域別にみますと、国内の売上高は9,917億円（前期比1.9%減少）となりました。海外売上高は441億円（前期比10.3%減少）となりました。

外部顧客に対する売上高（百万円）



2. 対処すべき課題

セコムグループを取り巻く環境においては、少子高齢化、労働力の減少等の社会課題に加え、技術革新により急速に変化するライフスタイルへの対応が課題となっております。このような状況下において、セコムグループはテクノロジーの進化および労働力人口の減少を優先して取り組むべき課題として設定し、その解決に向けて以下の取り組みを推進しております。

①新しい技術・ノウハウの積極的な活用

テクノロジーの進化が進む中、デジタル化や最先端技術を活用した付加価値創造・サービス品質向上等を実現するため、新しい技術やノウハウを積極的に情報収集し、活用してまいります。また、こうした取り組みを通じて、国内および海外において、最新技術と人財を融合した新商品・新サービスの創出に取り組んでまいります。

②国内事業（サービス・商品の競争力の向上）

国内事業においては、法人マーケット向けのサービス・商品の品質・機能向上を図り競争力を高めていくとともに、高齢者見守り等の新サービスを提供することにより、個人マーケットのさらなる開拓等に注力してまいります。また、セコムグループの経営資源を最大限に活用することにより、多様化するお客様のニーズに応える付加価値の高いサービスを提供することで、「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指してまいります。

③海外事業の強化

海外事業においては、高まる安心ニーズに対して、最先端技術を積極的に取り入れながら、現地ニーズに合った海外のローカルマーケット向けの事業企画・商品開発や大型物件への対応など、事業展開を強化してまいります。また、現地における積極的な採用、教育・研修の充実により、海外事業におけるサービス品質を向上してまいります。

④業務効率化及び業務品質の向上

労働力人口の減少による人手不足への対応に当たり、システムへの投資により機能改善を図ることで業務の効率化を推進し、生産性向上、収益性向上、サービス品質の向上に繋げてまいります。あわせて、業務プロセスおよび社内の事務処理の見直しを図り、コスト削減を促進してまいります。

⑤競争力向上のための人財確保

労働力人口の減少により、優秀な人財の確保が課題となっております。セコムグループでは、IT人財、グローバル人財を始め、優秀な人財の採用強化を進めるとともに、既存社員の育成、変化適応力の向上のための教育・研修等を推進してまいります。また、成長分野を強化するために人財を再配置するなどの組織戦略を推進し、セコムグループの競争力向上に向けて取り組みを進めてまいります。

⑥ コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

上記の取り組みを推進するに当たり、「安全・安心」を提供するセコムグループにとって、法および法の精神の遵守によりお客様からの信頼を確保・維持し続けることは、経営上極めて重要な課題であります。セコムグループでは、創業以来受け継がれてきた「セコムの理念」を通じて、一層のコンプライアンス体制の強化に努めております。また、ガバナンス体制を整備し、ステークホルダーの皆様に配慮した経営に取り組んでおります。

今後とも株主の皆様には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額で594億円（内訳は以下のとおり）であり、その主なものは、セキュリティサービス事業におけるシステム設備（警報機器・設備）等に対する投資389億円であります。

事業の種類	金額
セキュリティサービス事業	38,982百万円
防 災 事 業	4,982百万円
メディカルサービス事業	1,308百万円
保 険 事 業	2,100百万円
地理空間情報サービス事業	2,052百万円
B P O ・ I C T 事 業	6,879百万円
不動産・その他の事業	3,508百万円
小 計	59,814百万円
消 去 又 は 全 社	△330百万円
合 計	59,484百万円

4. 資金調達の状況

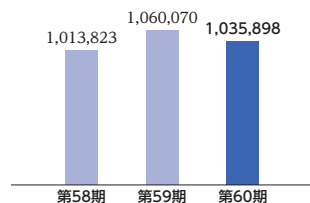
当連結会計年度は、資本市場での社債および新株式の発行による資金調達はありませんでした。

5. 企業集団の財産および損益の状況の推移

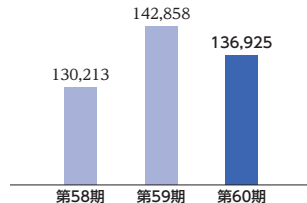
期別 項目	第 57 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 58 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 59 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 60 期 (当連結会計年度) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	970,624	1,013,823	1,060,070	1,035,898
営業利益	135,448	130,213	142,858	136,925
経常利益	144,318	144,889	151,356	138,990
親会社株主に帰属する当期純利益	86,993	92,009	89,080	74,681
1株当たり当期純利益	398.58	421.56	408.14	342.17
自己資本当期純利益率	9.4	9.4	8.8	7.1
総資産	1,715,123	1,765,105	1,815,121	1,864,179
純資産	1,081,213	1,125,954	1,172,494	1,229,824

(注) 第58期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を適用したため、第57期につきましては遡及適用後の総資産を記載しております。

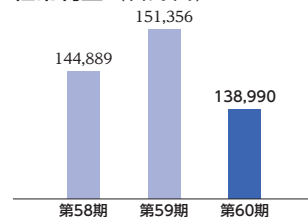
売上高 (百万円)



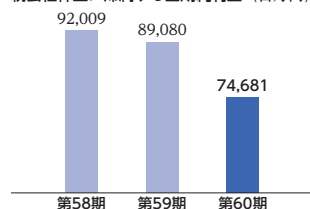
営業利益 (百万円)



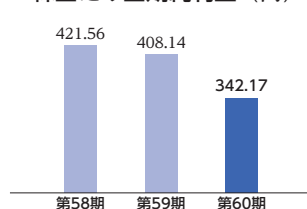
経常利益 (百万円)



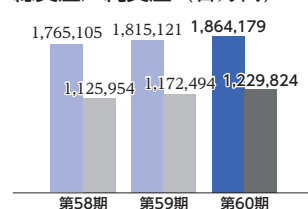
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)

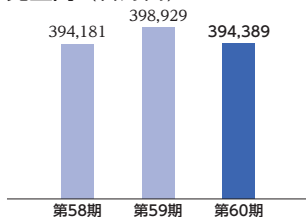


6. 当社単体の財産および損益の状況の推移

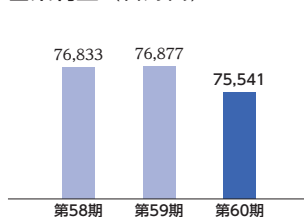
期別 項目	第 57 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 58 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 59 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 60 期 (当事業年度) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	387,881 百万円	394,181 百万円	398,929 百万円	394,389 百万円
営業利益	78,168 百万円	76,833 百万円	76,877 百万円	75,541 百万円
経常利益	91,083 百万円	88,972 百万円	90,538 百万円	89,301 百万円
当期純利益	67,692 百万円	74,016 百万円	65,808 百万円	59,960 百万円
1株当たり当期純利益	310.15 円	339.12 円	301.51 円	274.72 円
自己資本当期純利益率	9.3 %	9.6 %	8.2 %	7.3 %
総資産	884,045 百万円	921,472 百万円	947,194 百万円	971,493 百万円
純資産	748,988 百万円	785,801 百万円	812,878 百万円	838,562 百万円

(注) 第58期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を適用したため、第57期につきましては遡及適用後の総資産を記載しております。

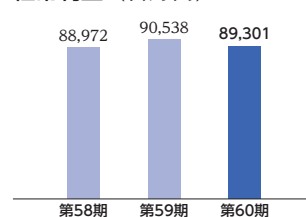
売上高 (百万円)



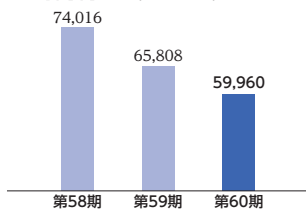
営業利益 (百万円)



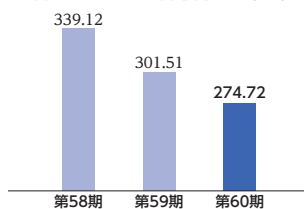
経常利益 (百万円)



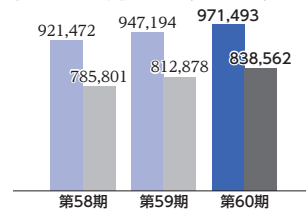
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)



7. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
セコム上信越株式会社	百万円 3,530	% 53.42 (54.56)	警備保障、安全業務
株 式 会 社 アサヒセキュリティ	百万円 100	% 100.00 (100.00)	集配金サービス
能美防災株式会社	百万円 13,302	% 50.36 (50.71)	総合防災サービス
ニ ッ タ ン 株 式 会 社	百万円 2,302	% 100.00 (100.00)	総合防災サービス
セコム医療システム 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00 (100.00)	在宅医療サービスおよび 遠隔画像診断支援サービス
セコム損害保険株式会社	百万円 16,808	% 97.11 (97.82)	損害保険業
株 式 会 社 パ ス コ	百万円 8,758	% 69.84 (72.17)	測量・計測事業および 地理空間情報システム事業
セコムトラストシステムズ 株 式 会 社	百万円 1,468	% 100.00 (100.00)	情報セキュリティサービス およびソフトウェア開発
株式会社アット東京	百万円 13,378	% 50.88 (50.88)	データセンター事業
株 式 会 社 T M J	百万円 100	% 100.00 (100.00)	コンタクトセンター事業を含む BPO事業
ウェステック・セキュリティ・ グ ル ー プ Inc.	米ドル 301	% 100.00 (100.00)	米国における持株会社
セ コ ム P L C	千英ポンド 44,126	% 100.00 (100.00)	英国における警備業

(注)

1. 出資比率（議決権比率）は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. セコム上信越株式会社および能美防災株式会社に対する出資比率（議決権比率）は当社子会社の保有分を含めております。
3. 当社の子会社であったセコムホームライフ株式会社は、当社が2020年12月22日付でその発行済株式の全部を譲渡したことにより、当社の子会社ではなくなりました。

8. 主要な事業内容

セコムグループは、当社、連結子会社165社および持分法適用関連会社16社で構成され、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療およびシニアレジデンスの運営を柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理空間情報サービス事業、情報セキュリティや大規模災害対策、データセンター、BPO業務を中心としたBPO・ICT事業、不動産賃貸および建築設備工事などの不動産・その他の事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。

9. 主要な事業所

- ①当社本社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
- ②当社本部・事業部 北海道本部(札幌市)、東北本部(仙台市)、西関東本部(さいたま市)、東関東本部(千葉市)、東京本部(東京都港区)、首都常駐統轄本部(東京都渋谷区)、首都圏現送事業部(東京都渋谷区)、神奈川本部(横浜市)、静岡本部(静岡市)、中部本部(名古屋市)、近畿本部(京都市)、大阪本部(大阪市)、兵庫本部(神戸市)、中国本部(広島市)、四国本部(高松市)、九州本部(福岡市)
- ③国内子会社 セコム上信越株式会社(新潟市)、株式会社アサヒセキュリティ(東京都港区)、能美防災株式会社(東京都千代田区)、ニッタン株式会社(東京都渋谷区)、セコム医療システム株式会社(東京都渋谷区)、セコム損害保険株式会社(東京都千代田区)、株式会社パスコ(東京都目黒区)、セコムトラストシステムズ株式会社(東京都渋谷区)、株式会社アット東京(東京都江東区)、株式会社TMJ(東京都新宿区)、株式会社荒井商店(東京都渋谷区)
- ④海外子会社 ウェステック・セキュリティ・グループInc.(米国デラウェア州ドーバー市)、セコムPLC(英国サリー州ケンリー市)、西科姆(中国)有限公司(中国北京市)

10. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
59,436名	1,032名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16,290名	137名増	43.2歳	16.8年

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	11,726百万円
株式会社みずほ銀行	8,292百万円
株式会社三井住友銀行	5,002百万円
株式会社りそな銀行	3,049百万円

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 233,295,926株（自己株式15,034,565株を含む）
3. 当事業年度末の株主数 21,739名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36,082 ^{千株}	16.53 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,969 ^{千株}	7.77 [%]
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380055	9,358 ^{千株}	4.28 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,453 ^{千株}	2.49 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	4,870 ^{千株}	2.23 [%]
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,321 ^{千株}	1.98 [%]
飯 田 亮	4,242 ^{千株}	1.94 [%]
公益財団法人セコム科学技術振興財団	4,025 ^{千株}	1.84 [%]
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	3,291 ^{千株}	1.50 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,996 ^{千株}	1.37 [%]

(注) 当社は、自己株式（15,034,565株）を保有しておりますが、上記表から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	1,928 ^株	7 ^名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	飯 田 亮	最高顧問
代 表 取 締 役 会 長	中 山 泰 男	執行役員 一般社団法人全国警備業協会会長
代 表 取 締 役 社 長	尾 関 一 郎	執行役員
専 務 取 締 役	吉 田 保 幸	執行役員 (経営企画担当、グループ会社監理担当、 リスク管理担当)
常 務 取 締 役	布 施 達 朗	執行役員 (広報・渉外・マーケティング本部長) セコム医療システム株式会社取締役会長
取 締 役	泉 田 達 也	執行役員 (BPO・ICT担当)
取 締 役	栗 原 達 司	執行役員 (総務人事本部長)
取 締 役	廣 瀬 篁 治	株式会社モニタス代表取締役会長
取 締 役	河 野 博 文	三愛石油株式会社社外監査役
取 締 役	渡 邊 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役社長
取 締 役	原 美 里	税理士法人横浜弁天会計社代表税理士
監 査 役	伊 東 孝 之	常勤
監 査 役	加 藤 幸 司	常勤
監 査 役	加 藤 秀 樹	SMBC日興証券株式会社社外取締役
監 査 役	安 田 信	株式会社安田信事務所代表取締役社長
監 査 役	田 中 節 夫	公益財団法人警察育英会代表理事 公益財団法人警察協会代表理事

(注)

1. 取締役のうち廣瀬篁治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役伊東孝之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役廣瀬篁治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。

5. 社外監査役加藤秀樹および安田信の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外監査役田中節夫氏が兼職している二つの財団に、当社は寄付金を納めておりますが、その寄付金額は各10百万円未満であり、また、いずれの財団も公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人として認定されており、両財団および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
7. 社外取締役廣瀬篤治、河野博文、渡邊元および原美里の四氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
8. 社外監査役加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
9. 当事業年度中の取締役の異動
原美里氏は、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
10. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動
監査役安田信氏は2020年6月24日付で三和ホールディングス株式会社社外取締役を退任いたしました。

〈ご参考〉

取締役ではない当社執行役員は次のとおりであります。(2021年5月1日現在)

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	古川顯一、竹田正弘、水野都飽、石村昇吉、新井啓太郎、上田 理、山中善紀
執 行 役 員	杉本陽一、福満純幸、進藤健輔、桑原靖文、福岡規行、赤木 猛、佐藤貞宏、長尾誠也、植松則行、永井 修、小松 淳、御供和弘、千田岳彦、中田貴士、森田通義、稲葉 誠、杉本敏範、荒木 総

(注)

1. 執行役員山中善紀氏は、2020年6月6日付で常務執行役員に就任いたしました。
2. 杉本敏範氏は、2020年6月1日付で執行役員に就任いたしました。
3. 荒木総氏は、2020年10月1日付で執行役員に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役および社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険

契約に免責額の定めを設けて当該免責額に至らない損害については補填の対象としないことや、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当する場合には補填の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、株主代表訴訟補償特約などの特約分も含め、当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭等	
		固定報酬	ストック オプション	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	366	293	—	55	17	7
監査役 (社外監査役を除く)	45	45	—	—	—	2
社外取締役	39	39	—	—	—	4
社外監査役	25	25	—	—	—	3
合計	476	403	—	55	17	16

(注) 上記の業績連動報酬等および非金銭報酬等は、いずれも取締役会があらかじめ定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従ったものであり、それぞれの内容については、「5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。なお、上記の業績連動報酬等に関し、当事業年度における連結営業利益の目標は124,000百万円で、実績は136,925百万円となりました。

5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 取締役の報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬については、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）と株式報酬で構成することとしております。ただし、社外取締役については、固定月額報酬のみを支給することとしております。また、当社は取締役（社外取締役を除きます。）がその在任中に死亡した場合には、当該取締役の遺族に対し、株主総会の決議を得た上で、取締役会の決議により定められた役員甲斐金支給規程に従って役員甲斐金を支給することとしております。

これらの報酬のうち、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）については、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、その総額を年額6億円以内（当該定めに係る取締役の員数は11名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、その上限額の範囲内において各取締役の金銭報酬を決定することとしております。また、株式報酬については、2017年6月27日

開催の第56回定時株主総会において、譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額を、金銭報酬とは別枠で、年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数を年20,000株以内（当該定めに係る取締役（社外取締役を除きます。）の員数は8名）とする旨、譲渡制限期間を、取締役が当社普通株式の発行または処分を受けた日より3年間から5年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間とする旨、当社普通株式の発行または処分を受けた取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役および使用人のいずれの地位からも退任または退職をした場合には、任期満了または定年、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が当該普通株式の全部を当然に無償で取得する旨などの決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、取締役会が、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で、上記の上限額・上限数の範囲内において各取締役（社外取締役を除きます。）の株式報酬を決定することとしております。

金銭報酬のうち、各取締役の固定月額報酬の額の決定、および各取締役（社外取締役を除きます。）の株式報酬の額（譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の額）の決定にあたっては、各取締役の職責および在任年数、当社の業績等を総合的に勘案し、決定することとしております。また、各取締役（社外取締役を除きます。）の賞与の額の決定にあたっては、当社が重要視する経営目標の一つである連結営業利益、各取締役の職責、在任年数等を総合的に勘案し、決定することとしております。

各取締役（社外取締役を除きます。）に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合は、概ね80：15：5とするとしております。固定月額報酬については毎月、各事業年度に係る賞与については翌事業年度の7月に、各事業年度に係る株式報酬については上記の譲渡制限期間に服することを条件として当該事業年度の7月に、それぞれ支給することとしております。

当事業年度においても、これらの手続に則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選解任に関する議案を取締役に提案し、また、取締役の報酬を決定・答申しております。指名・報酬委員会の構成員は、飯田亮（委員長・取締役最高顧問）、中山泰男（取締役）、尾関一郎（取締役）、廣瀬瀧治（社外取締役）、河野博文（社外取締役）、渡邊元（社外取締役）、および原美里（社外取締役）の計7名（うち社外取締役4名）であります。

(2) 監査役の報酬

監査役の報酬については、金銭報酬のみで構成することとしており、2011年6月24日開催の第50回定時株主総会において、その総額を年額8千万円以内（当該定めに係る監査役の員数は5名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、その上限額の範囲内において個々の監査役の職務に応じた報酬額を、監査役の協議により決定することとしております。

なお、監査役の報酬については、業績連動報酬は導入しておりません。

6. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	廣瀬 篤治	10回中10回	—	取締役会では、多数の法人等の創業・経営や業界団体の設立・運営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	河野 博文	10回中10回	—	取締役会では、省庁および産業界における要職を通じて培われた豊富かつ幅広い経験と見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	渡邊 元	10回中10回	—	取締役会では、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	原 美里	8回中8回	—	取締役会では、会社役員および税理士として培われた豊富な経験や幅広い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	加藤 秀樹	10回中10回	11回中11回	国の施策の実施の経験や政策シンクタンクにおいて培った数多くの経験・見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	安田 信	10回中10回	11回中11回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	田中 節夫	10回中10回	11回中11回	行政分野において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。

(注) 原美里氏は、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしましたので、2020年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	204	0	198	4
連結子会社	372	65	378	62
計	577	65	576	67

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウェステック・セキュリティ・グループInc. についてはWEAVER AND TIDWELL LLP、セコムPLCについてはKPMG LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、監査・保証実務委員会実務指針第86号（受託業務に係る内部統制の保証報告書）に基づく内部統制の整備状況の検証業務等であります。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合および監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来す事情が発生したまたは発生のおそれがあると判断した場合は、速やかに監査役会を開催し、監査役全員の同意があった場合は、会計監査人の解任手続きを取るものとしたします。なお、この場合、監査役会は一時会計監査人または代替の会計監査人の選任について決定を行い、代替の会計監査人の選任に関する議案を、決定後最初に招集される株主総会に付議いたします。また、監査役会で選定した監査役が同総会において、当該解任の旨およびその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人の職務執行状況や監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役会は、監査役の過半数による決定により、会計監査人の不再任に関する決定を行うとともに、代替の会計監査人の選任について決定を行い、会計監査人の不再任および代替の会計監査人の選任に関する議案を、株主総会に付議いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 内部統制システムの基本方針

当社が、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システムの基本方針として取締役会で決議した内容は、下記のとおりです。(最終改定：2019年4月4日)

記

(1) 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に実行されなければならない、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

(2) 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- ① 当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。
- ② 各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。
- ③ 代表取締役社長の命により監査部が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。監査部は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。

- ④役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなくしかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときに、監査部へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
- ⑤会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、また重要な表彰・制裁を決定するため代表取締役社長を委員長とする常設の組織風土委員会を設置する。
- ⑥「セコムグループ社員行動規範」の改正、コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は組織風土委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ⑦財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

(3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。つまり担当役員は代表取締役社長の統轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。
- ②担当役員は、リスクの分析・評価結果を代表取締役社長及び監査役会へ報告する。
- ③全社横断的なリスクの把握および対策の検討等を行うため、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長に報告する。
- ④当社のリスク管理体制の重要な改変は監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

大規模災害時及び平時のリスクは以下のとおり。

	リスクの分類	例
大規模災害時	①大規模災害リスク	地震・風水害・火山災害・放射能漏れ等
平時	②コンプライアンスリスク	「セコムの事業と運営の憲法」、 「セコムグループ社員行動規範」その他内規違反、法制度の新規、変更（税制、医療制度等）に伴うリスク、法令違反等
	③システムリスク	情報システムの停止、電子データの消滅、大規模停電、広域回線障害、ICT（情報通信技術）に係わるリスク等
	④業務提供に係るリスク	業務を提供するに際して発生するリスク（警備事故、防災事故、設備メンテ事故等）
	⑤事務処理・会計リスク	事務処理、会計処理における誤入力、入力漏れ、引当金の見積ミス等
	⑥その他	外部からの攻撃（デマ・中傷、盗難、テロ等）、企業買収時のリスク、新規システム開発のリスク、その他事業インフラリスク（自社火災、新型インフルエンザ、病気の蔓延等）等

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。
- ②その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。
- ③当社は、通示達の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。
- ④当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[6-1]子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。

- ②子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のIT担当役員は主要な子会社のIT運用状況について適時査察を行う。
 - ③当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長はその結果を必要に応じ取締役会及び監査役に報告する。
 - ④当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（監査部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社のグループ運営監理部へ直接通報できる「グループ本社ヘルプライン」を設置する。「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
 - ⑤主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
 - ⑥当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。
- [6-2]子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
セコムグループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。
- [6-3]子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。
- [6-4]子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。
 - ②当社及び子会社はセコムグループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、専属の業務及び社内事情に精通した使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。
- ② 監査役は、監査役からの指示に従い、監査役の監査に必要な調査を行うことができる。

(8) 上記(7)の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役からの人事異動・人事評価は監査役会の承認を得なければならない。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた取締役は、その命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務を負わない。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

[9-1] 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

① 取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。

- (イ) 組織風土委員会その他で決議された事項
- (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
- (ニ) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (ホ) 重大な法令・定款違反
- (ヘ) その他コンプライアンス上重要な事項

② ①にかかわらず、監査役は必要に応じ随時に取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

③ 「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、監査部より監査役へ報告される。

[9-2] 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

「グループ本社ヘルプライン」により通報された事項は、グループ運営監理部より監査役へ報告される。

(10)上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
- ②監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- ③当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき内部統制システムを構築済みであり、引き続き適切な運用を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

(1)「取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、日常業務の中で法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」及び「セコムの理念に基づく行動指針」の遵守に対する意識の浸透を図っている。また、全ての研修カリキュラムにセコムの理念の研修を盛り込んでいる他、理念の透徹のための「Tri-ion活動」や、eラーニングシステムを使用した学習や社内報を通じてセコムの理念の浸透と定着を図っている。担当役員は自らの担当する分野の法令改正情報を定期的に入手し、法令改正へ適切に対応している。監査部は監査計画に基づいた業務監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び監査役へ毎月報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を指示している。また、「はっとヘルプライン」により内部通報された内容については、関係部署と適切に対応している。会社の組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）は、

適宜、組織風土委員会を開催し、審議及び対応を行っている。財務報告に係る内部統制については、基本的計画及び方針に基づき、その有効性に関する評価を適切に行っている。

(2)「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行っている。

(3)「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

各役員は年に1回、自己の担当する事業分野について事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、結果について代表取締役社長及び監査役へ報告するとともに、策定されている内規及び各種マニュアルを適宜見直し、必要に応じて修正を行っている。また、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を設置し、全社横断的なリスクの把握及び対策の検討等を行っている。

(4)「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む11名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席し、原則として毎月1回開催している。取締役会では、事業ビジョンに基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めている。また、取締役6名を含む31名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っている。

(上記は2021年3月31日現在の役員体制)

(5)「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社及び子会社の取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念として適正な業務運営に努めており、当社代表取締役社長は「セコムグループ経営会議」を半期毎に開催し、グループ情報及び運営理念の共有化を図るとともに、各社の業務の適正を確保するよう努めている。監査役はグループガバナンス強化のため、グループ子会社の訪問・聴取（合計52回）、グループ子会社の監査役との連携強化のための情報交換会（合計22回）を実施した。内部監査部門は、必要に応じて子会社を査察（新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてTV会議システムを利用したオンライン会議等も活用）するとともに、「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について関係部署、子会社と協同し適切に対応している。当社及び子会社は「セコムグループ企業経営基本規程」に基づく事前の協議による子会社の重要意思決定や重要事項報告を通じ、子会社の業務の適正を確保するよう努めている。

- (6)「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
当社は、専属の使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査役の指示に従い監査業務を補助している。
- (7)「上記(6)の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項」
監査役の補助者は、監査役からの命令に従い職務を遂行している。
- (8)「監査役への報告に関する体制」
監査役は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項の他、内部通報制度である「ほっとヘルプライン」及び「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について、発生の都度、内部監査部門より報告を受けている。
- (9)「上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
内部通報された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り秘密事項として扱われ、報告者は何らの不利益も受けない体制が整備されており、当事業年度においても遵守されている。
- (10)「監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」
監査役職務の執行について生じる費用については、監査役会で予算を決議し、取締役会で報告している。生じた費用は当社にて負担している。
- (11)「その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制」
監査役は、代表取締役社長との意見交換会を7回、会計監査人との意見交換会を19回開催した他、取締役会、その他の重要会議に出席し意見交換するとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施している。

3. 取締役会の評価結果について

当社は、取締役・監査役へのアンケートを通じ、取締役会評価を行いました。その結果、当社の取締役会構成は多様性が確保されており、適切な人数となっていること、また、社外役員も積極的に発言しており、執行と監督のバランスが適切であることが確認されました。一方で、事業環境の変化やそれに伴うリスク等、中長期的視点に立った議論のさらなる進展について、建設的な意見も提示されました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(942,033)	流動負債	(361,106)
現金及び預金	499,247	支払手形及び買掛金	42,858
現金送業務用現金及び預金	138,889	短期借入金	33,806
受取手形及び売掛金	132,886	1年内償還予定の社債	439
未収契約料	39,980	リース債	4,730
有価証券	21,579	未払金	42,215
リース債権及びリース投資資産	41,511	未払法人税等	23,440
商品及び製品	14,289	未払消費税等	12,652
販売用不動産	186	未払費用	7,828
仕掛品	4,880	現金送業務用預り金	119,334
未成工事支出金	7,524	前受契約料	30,192
原材料及び貯蔵品	11,003	賞与引当金	18,298
短期貸付金	3,053	工事損失引当金	1,820
その他貸倒引当金	△ 1,715	固定負債	(273,248)
固定資産	(922,145)	社債	3,899
有形固定資産	(391,775)	長期借入金	10,444
建物及び構築物	152,770	リース債	12,854
機械装置及び運搬具	8,897	長期預り保証金	30,694
警報機器及び設備	74,704	繰延税金負債	7,314
工具、器具及び備品	24,342	役員退職慰労引当金	793
土地	120,876	退職給付に係る負債	22,098
建設仮勘定	10,184	保険契約準備金	181,014
無形固定資産	(120,277)	その他	4,134
ソフトウェア	22,883	負債合計	634,355
のれん	65,604	(純資産の部)	
その他	31,789	株主資本	(1,072,832)
投資その他の資産	(410,093)	資本	66,410
投資有価証券	272,123	資本剰余金	81,801
長期貸付金	33,301	利益剰余金	998,405
敷金及び保証金	16,458	自己株	△ 73,785
長期前払費用	24,924	その他の包括利益累計額	(9,346)
退職給付に係る資産	39,532	その他有価証券評価差額金	22,122
繰延税金資産	25,085	繰延ヘッジ損益	△ 11
その他貸倒引当金	△ 13,538	為替換算調整勘定	△ 17,011
		退職給付に係る調整累計額	4,247
		非支配株主持分	(147,645)
		純資産合計	1,229,824
資産合計	1,864,179	負債純資産合計	1,864,179

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		1,035,898
売 上	原 価	705,326	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		330,571
営 業 外 収 入	営 業 利 益	193,645	
受 取 配 当 金	利 益	1,425	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	息	602	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	却 益	842	
そ の 他	益	6,179	
営 業 外 費 用	他	2,503	11,554
支 払 利 息	息	824	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	損	204	
固 定 資 産 売 却 廃 棄 損	損	1,712	
長 期 前 払 費 用 消 却 額	額	582	
為 替 差 損	損	243	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	額	1,376	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	損	3,513	
そ の 他	他	1,031	9,489
特 別 常 利 益	益		138,990
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	143	
営 業 権 譲 渡 益	益	120	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	8	
そ の 他	他	79	352
特 別 損 失	損		
の れ ん 償 却 額	額	5,660	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	損	2,967	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	311	
固 定 資 産 廃 棄 損	損	210	
減 損	損	95	
そ の 他	他	1,255	10,499
税金等調整前当期純利益			128,843
法人税、住民税及び事業税		43,023	
法 人 税 等 調 整 額		△ 68	42,955
当 期 純 利 益			85,888
非支配株主に帰属する当期純利益			11,207
親会社株主に帰属する当期純利益			74,681

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	66,401	81,874	960,828	△ 73,775	1,035,328
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9	9			18
剰 余 金 の 配 当			△ 37,104		△ 37,104
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			74,681		74,681
自 己 株 式 の 取 得				△ 9	△ 9
自 己 株 式 の 処 分					—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 82			△ 82
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	9	△ 73	37,577	△ 9	37,503
当 期 末 残 高	66,410	81,801	998,405	△ 73,785	1,072,832

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	12,095	△ 15	△ 13,388	1,096	△ 212	137,378	1,172,494	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行							18	
剰 余 金 の 配 当							△ 37,104	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							74,681	
自 己 株 式 の 取 得							△ 9	
自 己 株 式 の 処 分							—	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△ 82	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	10,026	4	△ 3,623	3,151	9,558	10,267	19,826	
当 期 変 動 額 合 計	10,026	4	△ 3,623	3,151	9,558	10,267	57,330	
当 期 末 残 高	22,122	△ 11	△ 17,011	4,247	9,346	147,645	1,229,824	

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(338,310)	流動負債	(111,252)
現金及び預金	224,817	買掛金	4,505
現金送金業務用預金	37,273	短期借入金	19,516
受取手形	360	リース負債	263
未収契約料	18,046	未払金	17,297
未売掛金	10,802	設備関係未払金	4,348
未収入金	4,249	未払法人税等	10,594
未商貯蔵品	7,300	未払消費税等	5,131
前払費用	2,356	未払費用	675
短期貸付金	2,483	現金送金業務用預り金	17,788
そ の 引 当	22,123	前受契約引当金	19,808
倒引当金	8,568	そ の 他	6,718
△ 70		△ 4,603	
固定資産	(633,182)	固定負債	(21,678)
有形固定資産	(120,132)	リース負債	3,807
建物	16,283	長期預り保証金	16,167
車両運搬具	557	退職給付引当金	1,389
警報機器及び設備	71,042	そ の 他	313
警報器具及び備品	105		
土建設仮勘定	3,812	負債合計	132,931
そ の 他	22,249	(純資産の部)	
無形固定資産	4,457	株主資本	(832,248)
ソフトウェア	1,623	資本金	(66,410)
そ の 他	(11,343)	資本剰余金	(83,087)
投資その他の資産	7,826	資本準備金	83,086
投資有価証券	3,516	その他資本剰余金	0
関係会社株	(501,706)	利益剰余金	(756,535)
関係会社出資	22,215	利益準備金	9,028
長期貸付金	356,243	その他利益剰余金	747,507
敷金及び保証金	2,179	システム開発積立金	800
長期前払費用	57,331	別途積立金	2,212
前払年金費用	7,650	繰越利益剰余金	744,495
繰延税金資産	20,104	自己株式	(△ 73,785)
繰延税積立	25,825	評価・換算差額等	(6,313)
保険積立	4,408	その他有価証券評価差額金	(6,313)
そ の 引 当	4,268	純資産合計	838,562
△ 827		負債純資産合計	971,493
△ 827			
資産合計	971,493		

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		394,389
売上原価	235,165	
売上総利益		159,224
販売費及び一般管理費	83,682	
営業利益		75,541
営業外収益		
受取利息	873	
受取配当金	14,185	
その他の	1,114	16,174
営業外費用		
支払利息	177	
固定資産売却廃棄損	1,398	
長期前払費用消却額	485	
その他の	353	2,414
経常利益		89,301
特別利益		
関係会社清算益	208	
投資有価証券売却益	8	
その他の	9	226
特別損失		
関係会社株式評価損	5,874	
関係会社債権放棄損	2,551	
投資有価証券評価損	242	
関係会社株式売却損	194	
その他の	130	8,992
税引前当期純利益		80,534
法人税、住民税及び事業税	20,913	
法人税等調整額	△ 339	20,574
当期純利益		59,960

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	66,401	83,077	0	83,078
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	9	9		9
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	9	9	—	9
当 期 末 残 高	66,410	83,086	0	83,087

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		シ ス テ ム 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	9,028	800	2,212	721,639	733,679
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					
剰 余 金 の 配 当				△ 37,104	△ 37,104
当 期 純 利 益				59,960	59,960
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	22,855	22,855
当 期 末 残 高	9,028	800	2,212	744,495	756,535

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 73,775	809,383	3,494	3,494	812,878
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		18			18
剰 余 金 の 配 当		△ 37,104			△ 37,104
当 期 純 利 益		59,960			59,960
自 己 株 式 の 取 得	△ 9	△ 9			△ 9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,819	2,819	2,819
当 期 変 動 額 合 計	△ 9	22,864	2,819	2,819	25,684
当 期 末 残 高	△ 73,785	832,248	6,313	6,313	838,562

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宍 戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 澤 修 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宍 戸 通 孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 江 澤 修 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

2021年5月20日

セコム株式会社
代表取締役社長 尾 関 一 郎 殿

セコム株式会社	監査役会
監査役（常勤）	伊 東 孝 之 ㊟
監査役（常勤）	加 藤 幸 司 ㊟
社外監査役	加 藤 秀 樹 ㊟
社外監査役	安 田 信 ㊟
社外監査役	田 中 節 夫 ㊟

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内



- 会場 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサーール半蔵門
臨時電話 080-5416-7316 (株主総会当日のみ)
- 最寄り駅 東京メトロ ② 半蔵門線 「半蔵門駅」 3a・3b出口 徒歩約1分
※ 3b出口より、ビル直通エスカレーター有り
④ 有楽町線 「麹町駅」 1・3出口 徒歩約5分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ

株主総会当日の様子は、インターネットを通じてライブ配信を行います。
新型コロナウイルスへの感染予防のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、
郵送またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
なお、昨年よりお土産のご提供を取り止めさせていただいております。